

消 防 危 第 1 5 6 号

平成 2 5 年 8 月 2 3 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として下さい。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知下さいますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第 226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問合せ先)

消防庁危険物保安室

担当：三浦補佐、鈴木係長

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

(一般取扱所関係)

問 ナトリウム・硫黄電池については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の火災対策について」(平成24年6月7日付け消防危第154号。以下「火災対策通知」という。)により既存のナトリウム・硫黄電池に対する火災対策が示されたところであるが、今般、以下に示す既存のナトリウム・硫黄電池と異なるものを設置する旨の申し出があった。この場合、火災対策通知によらず、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(平成11年6月2日付け消防危第53号。以下「53号通知」という。)により設置を認めても差し支えないか。

[概要]

密閉構造の単電池が収納されている複数のモジュール電池をパッケージに収納する構造の屋外に設置するナトリウム・硫黄電池であって、当該モジュール電池及びパッケージが一体で53号通知別添「ナトリウム・硫黄電池に要求される火災安全性能」を満たすもの。

答 お見込みのとおり。